

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

〔群馬県立中央中等教育学校〕

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
1	群馬県立中央中等教育学校の建物の一部	高崎市新保田中町184番地	カフェテリア テラス	位置図 ①②	5.06 m <sup>2</sup> (2.60m + 2.00m) × 1.10m
2			カフェテリア テラス	位置図 ③④	5.06 m <sup>2</sup> (2.60m + 2.00m) × 1.10m
3			カフェテリア テラス	位置図 ⑤	2.53 m <sup>2</sup> (1.30m + 1.00m) × 1.10m
4			2階 多目的ルーム	位置図 ⑥	2.53 m <sup>2</sup> (1.30m + 1.00m) × 1.10m

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付場所における回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、協議のうえ決定する。

※3 電子マネー対応型自動販売機、災害救援ベンダー機も可とする。

※4 新紙幣及び新硬貨に対応した機種であること。

2 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ

おおよそ W1235mm×D850mm×H1900mm 以内

②デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

屋外に設置する自動販売機は、周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

#### ①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

#### ②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、この限りでない。

### (3) 安全対策

#### ①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

#### ②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

#### ③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

### (4) 使用済み容器の回収

#### ①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に2個の割合で設置する。なお、設置場所や使用済み容器の回収方法等については、協議のうえ決定する。

#### ②回収ボックスの規格

##### ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

##### イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

##### ウ その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

#### ③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。なお、回収ボックスにゴミ袋を使用する場合、ゴミ袋は設置者負担とする。

#### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ④屋内に設置した自動販売機における販売物の補充は授業中を避け、放課後等に行う。その他、学校の指示に従うこと。

### 4 販売商品の種類等

#### (1) 種類

##### ①物件1及び物件2について

茶系飲料、スポーツドリンク飲料、果汁系飲料、コーヒー飲料、炭酸系飲料は必ず入れるものとし、野菜系飲料、乳性飲料、ミネラルウォーターについても販売を検討すること。ただし、炭酸系飲料は自動販売機1台につき、4種類（本）程度までとする。

##### ②物件3及び物件4について

販売する飲料は紙パックのものを基本とし、牛乳、乳飲料（乳酸菌飲料・乳性飲料）、果汁・野菜系飲料は必ず入れるものとする。また、飲料以外にデザート類（ヨーグルト・プリン等）の販売についても検討すること。

##### ③全物件共通事項

酒類、栄養ドリンク、エナジードリンクのようなカフェイン過多のものは販売しないこと。

#### (2) 価格 標準販売価格（定価）の8割以下とする。

### 5 貸付料

落札価格とする。

### 6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

### 7 売上手数料

徴収しない。

### 8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担

する。なお、設置にあたっては群馬県立中央中等教育学校長の指示に従うものとする。

#### 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県立中央中等教育学校長の確認を受けなければならない。

#### 10 自動販売機設置に伴う事故

群馬県立中央中等教育学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

#### 11 商品等の盗難及び破損

(1) 群馬県立中央中等教育学校の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県立中央中等教育学校はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。